

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

319-20
09/1/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

ヨーロッパに広がる 「核兵器のない世界」への胎動

元高官らの声明、ドイツでも

速報 ドイツ元高官5人の声明
自国内の核撤去も呼びかける

09年1月9日、ドイツの有力紙『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング』と英字紙『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』は「核兵器のない世界に向かって」と題された声明を掲載した。署名者は、次の4人の閣僚経験者である。ヘルムート・シュミット（元西ドイツ首相、社会民主党）、リヒャルト・フォン・ワイツェッカー（元連邦大統領、キリスト教民主同盟）、エゴン・バル（元西ドイツ経済協力相、社会民主党）、ハンス・ディートリッヒ・ゲンシャー（元西ドイツ外相、自由民主党）。

声明はジョージ・シュルツら4人の米元高官による声明を全面的に支持し、オバマ新政権に対して「協力」をキーワードとする「ドイツの視点からの期待」を表明するために発表された。シュミットらは、「核兵器のない世界」のために、「レーガン・ゴルバチョフのレイキャビク合意」に立ち返る重要性を強調したシュルツらの提案をとりわけ高く評価した。声明はさらに、レーガン、ゴルバチョフによる「中距離核戦力全廃条約」（88年発効）で醸成された「共通の安全保障」の気運が、90年代の「欧州通常戦力（CFE）条約」につながり、それが欧州の安定の基盤となっていると歴史を振り返った。その上で声明は米ロ交渉の延長上には欧州を舞台にしたミサイル防衛（MD）の規制、「対弾道ミサイル（ABM）禁止条約」の再建、引いては宇宙の軍事利用の

禁止が展望されるべきであると訴えた。

声明は結び近くで言う。「核、生物、化学兵器を放棄した国として、ドイツは、非核保有国に対して決して核兵器を使用しないよう求める。私たちは、ドイツに残されている核兵器もまた撤去されるべきだと考える」。

このように、1月9日のドイツのアピールは、「核兵器のない世界」への賛意を一般的に示すだけでなく、今何をすべきかをドイツの視点から具体的に提案していることに特長がある。「自国（ドイツ）からの核兵器の撤去」の主張も特筆されるべきである。次号で詳しく紹介する。（田巻一彦）^①

今号の内容

核兵器のない世界へー最新動向

【速報】ドイツ元高官の声明

新味に欠けるEUの「核軍縮提案」

＜資料＞EUから国連事務総長への書簡

「グローバル・ゼロ」始動

＜資料＞開始にあたってのプレス発表

【図説】人々は「核兵器禁止条約」を願う

ー世界の世論調査

イラク「米軍地位協定」に主権上の問題

＜資料＞「地位協定」条文抜粋

2009年「核軍縮関連カレンダー」

【連載】被爆地の一角から（34）

核兵器廃絶の時間枠 土山秀夫

資料 EUを代表して、サルコジ大統領が潘基文国連事務総長に送った手紙
2008年12月5日、パリ

国連は軍縮に関する議論において重要な役割を担っています。欧州は、こうした議論に全面的に関与していくことを望みます。これが、欧州連合(EU)が今年、国連に提出した提案にご注目いただきたいと願うゆえんです。

9月23日、国連総会において、私は、欧州は平和の促進を望むと述べました。テロリズムとの闘いであろうと、大量破壊兵器及びその運搬システムの拡散との闘いであろうと、あるいは危機の管理であろうと、この姿勢は変わりません。

軍縮、とりわけ核軍縮に関してもそのように言えます。欧州では2つの加盟国が核兵器を有しており、この問題に特段の関心を持っています。欧州は軍縮という目標に向かって既に多くのことを行ってきました。欧州は、自国の安全保障がグローバルな軍縮努力の追求に資するとの事実を強く認識しており、さらなる行動を起こす所存です。全面的な軍縮への努力が必要であるとの確信から、私たちの意欲は、軍縮のあらゆる側面に及んでいます。この分野においては、他の分野と同じく、包括的な政治的・戦略的ビジョンに合致した形で行動することを欧州は望んでいます。

2010年の核不拡散条約(NPT)再検討

会議は、国際的な不拡散体制における歴史的な局面となります。私たちは、より安全な世界へと前進するための好機としてこれを活用してゆかなければなりません。こうした世界においては、核不拡散、軍縮、あるいは核エネルギーの平和利用へのアクセスのいずれかにかかわらず、NPTに基づくすべての目的の実現が可能となります。欧州は、確固たる現実的な軍縮の方策を国連総会に提出することにより、今年の明確な方向性を提示したいと考えました。

—包括的核実験禁止条約(CTBT)の普遍的な批准を達成し、その検証体制を完成させること、ならびに透明性を有し、国際社会に開かれた形でのすべての核実験施設を可能な限り早期に解体すること。

—核兵器用核分裂性物質の生産を禁止する条約交渉を遅滞なく、無条件で開始すること。そうした物質の生産を即時停止すること。

—核保有国が信頼醸成及び透明性に関する措置を確立すること。

—STARTに続く法的拘束力のある取極めを生み出すために米口間で現在進められている協議をいっそう進展させること、ならびに、とりわけ最大の核弾頭数を有する国家がNPT第6条に合致した形で保有核兵器の全面的削減を行うこと。

—非戦略核兵器を保有する国家は、それ

らの削減及び廃棄を目指して、全面的な軍備管理・軍縮プロセスのなかにそれらの兵器を含めること。

—短・中距離地对地ミサイルの禁止に向けた協議を開始すること。

—「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」を厳守し、履行すること。

—軍縮のあらゆる分野を活発化させること。

軍縮の途を進んでゆくことは、前進に向かう意志をすべての国家が共有することを意味します。信頼醸成、透明性、互惠主義と同様に、不拡散、軍縮、軍備管理は、共通の安全保障にとっての重要な要素です。

この行動計画を支持し、実行してゆくなかで、私は、国際社会が欧州連合と歩みをとることを望みます。これは意欲的な計画であり、軍縮の道程における着実な前進を真に実現させる力を持つものです。

欧州はあなたの支持を期待しています。国際社会に、とりわけ国連に対して、より安全な世界を目指すこのイニシアティブについて伝えていただけるよう望みます。
(訳:ピースデポ)

<http://www.ambafrance-uk.org/Disarmament-debate-President.html>

EUの軍縮提案 核は棄てずに軍縮を訴える

12月8日、欧州連合(EU)を代表したサルコジ大統領は、核軍縮に向かうEUの積極姿勢を国際社会にあらためてアピールした。掲げられた8項目の提案は、英仏の根深い核抑止政策を根本から問い直すものではない保守的な内容である。EU内に配備された米国の核兵器にも触れていない。だがその一方で、提案に盛り込まれた「非戦略核兵器」への言及は、NATO内の「ニュークリア・シェアリング」(核分担)政策見直しの糸口となる可能性を孕んでいる。

EU提案は、サルコジ大統領から潘基文(パン・ギムン)国連事務総長に送られた昨年12月5日付の手紙に盛り込まれた。フランスは昨年7月から12月末までのEU議長国である。提案には、包括的核実験禁止条約(CTBT)の普遍的な批准、すべての核実験施設の早期解体、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始など、具体的な8項目が含まれた。手紙の全訳を上の方に掲載する。

これらの提案は、昨年秋の国連総会第一委員会(軍縮)でEUが既に公開していたものである。EUを代表して演説したフランスのエリック・ダノン大使は、10月6日の一般演説¹及び14日の核兵器に関するテーマ別討論²の二度にわたって、この8項目提案を各国にアピールした。

今回、EUが提案への支持をあらためて訴えた背景には、

昨今の欧州におけるシュルツらの声明の波及の勢い³を意識しつつ、国際社会が注目する「グローバル・ゼロ」キャンペーン(4ページ参照)始動のタイミングに、自らの核軍縮努力を国際社会に強く印象付けようとする英仏両国の思惑があるとみられる。今回の手紙の日付は前述の通り12月5日であるが、公開されたのは12月8日である。

英仏の「核抑止」信奉は続く

EU提案の8項目のうち、7項目までがフランスが昨年来掲げてきた「核軍縮」方針と軌を一にするものである。08年3月21日のサルコジ大統領によるシェルブール海軍工廠における演説⁴、4月28日の核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会での同国の演説⁵、そして6月17日に発表された国防白書に盛り込まれた「核軍縮行動計画」⁶において、これらの7項目は繰り返し表明されてきた。本誌が指摘してきたように、これらはフランスが実施済み、あるいは現に推進している政策に限った「核軍縮措置」であり、新たに自国の手をしばるような要素は含まれていない。同じ批判は、このEU提案にも当てはめることができる。

フランスの「核軍縮」努力が、その実同国の核兵器近代化と表裏一体であり、そこに貫かれる思想が「核抑止へのゆるぎない信頼」であることは、本誌が論じてきた通りである。今回の手紙においても、欧州の核軍縮努力は、「包括的な政治的・戦略的ビジョンに合致した形で行動することを望む」との姿勢が明確に示された。これは、英仏は核軍縮努力を行う、しかしそれは核抑止力を基盤とする現在の安全

ガザ事態で問われる 法の支配、国連の権威

09年の年頭、人類は厳しい試練の中にいる。12月27日に始まったイスラエルによるガザ地区への空爆は、年を越した1月3日には地上軍の侵攻へとエスカレートした。11日現在、ガザでの死者は875人を越し、その三分の一は子どもだという。更に国連安保理の即時停戦決議を無視して、ガザ中心部への侵攻も検討され、事態は深刻化している。イスラエルは、パレスチナ人150万人を狭い空間に押し込め、ガザからの人や物資の出入りを管理し、空港や港の使用を不許可にし、封鎖したままである。イスラエル軍が避難誘導させた後、その建物を爆撃したという信じがたい国連報告もある。イスラエルの主張は、ハマスのロケット弾攻撃をなくすための「テロとの闘い」だから正当性を持つという。しかし、核兵器を100発以上は保有し、近代的装備を備え、軍事力において余りに非対称な状況下での一方的な占領と虐殺は、国際人道法、人権法から見て許されざることである。国際人道法に基づく対策を講じ、人や物資の移動の制限措置を速やかにやめさせるなど、国際社会は毅然とした姿勢で臨むべきである。人類が文明を築いてから少なくとも数千年を経て、地球の裏側にいても情報を瞬時に伝達できる時代に、人類は、強者による無差別殺戮を止める手だてを有していない。現状では、不完全ではあるが、国際法の支配により国際秩序を保持する任務を持つ唯一



の機関である国連を手がかりとした更なる努力が求められる。

他方、米国金融破綻を契機に、深刻な不況が世界規模で広がり、その波が日本でも派遣労働者などの弱者を直撃している。世界における米国の一局支配は崩れ、多極化構造に移行しつつある。このような時こそ財政や資源の相当部分を軍事に投入する人類の有り様を改める機会にせねばならない。その中で、核兵器の廃絶は、人類にとって焦眉の課題である。とりわけ本年は、2010年のNPT再検討会議を目前にして核兵器廃絶への世論形成にとって極めて重要な年である。07年から始まったシュルツらの「核兵器のない世界」への呼びかけは、オバマ新政権の誕生、グローバルゼロ発足に象徴されるように、様々な形で核兵器廃絶への波紋を広げている。広島・長崎の体験を持つ人類が、存在そのものがおぞましい核兵器をなくしていくことは、グローバルな戦争システムをなくしていくための重要な一環である。

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざすピースデポは、核兵器を廃絶し、地球社会から戦争システムをなくしていくために寄与すべく、本年も全力を尽くす所存である。皆さまの変わらぬ支援・協力をお願いしたい。

保障政策の枠を超えるものではない、と釘を刺したに等しく、その意味で、EU提案は英仏両国の核依存政策の変化を示すものではない。

また、12月8日にはミルバンド英外相が、6項目の核軍縮提案を含む、「核兵器のない世界」と題する論説を英紙『ガーディアン』に発表している⁷。ここでも「国際安全保障の現況から孤立して核軍縮は実行できない。よって我々は昨年、抑止力を維持するとの決定を行った」と自国の核依存政策を肯定する言説が繰り返された。


非戦略核兵器の削減—NATO 核分担にメス?

一方、今回の8項目で注目すべきは、フランスの7項目には含まれていなかった「非戦略核兵器」に関する提案である。非戦略核兵器の削減・撤廃は、NATOの「ニュークリア・シェアリング」(核分担)政策が続く欧州において、とりわけ重要な意味を持つ。米国は、自国領土以外の陸地配備として唯一、欧州のNATO加盟国において非戦略核兵器(航空機搭載核爆弾)の配備を継続しており、現在その数は5か国・6基地で計150~240発と推定されている⁸。5か国、すなわちベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコのうち、トルコを除く4か国はEU加盟国であり、それらの国々に配備された核弾頭数の合計は推定100~150発である。

欧州配備の核兵器撤去を求める声は内外で高まっており、実際に、ドイツ・ラムスタイン基地においては130発が05年以後に撤去された。続いて08年6月には英国・ラケンヒース基地の110発が、時期は不明であるが、すでに撤去されたとの確度の高い報告も出されている⁹。

手紙が謳うところの、「非戦略核兵器を保有する国家は、削減及び廃棄を目指して、全面的な軍備管理・軍縮プロセスのなかにそれらの兵器を含めること」という表現は決して強いものではない。また、前述した08年秋の国連総会第一委員会でのフランス大使の演説においても、詳細に問題点に言及したCTBT批准など他の項目と対照的に、「非戦略核兵器」に関してはごく簡単に触れるに留まった。しかし英仏を含むEU27か国が非戦略核兵器の削減・廃棄を目指すとの共通の要求を掲げたことは一定のインパクトとなりうるだろう。実際、02年と03年に新アジェンダ連合(NAC)が提出した「非戦略核兵器の削減」決議に英仏両国は反対票を投じ、米国と連名で「現行の枠組みで十分な削減が行われている」といった趣旨の投票後説明を行うなど¹⁰、反対姿勢を続けていた¹¹。

NATOは今年、創立60周年という節目の年を迎えた。4月にはストラスブール(仏)及びケール(独)で首脳会議が開かれる。今こそ、欧州における「核兵器のない世界」の気

運の高まりを、NATO核兵器政策の抜本的見直しへと繋げてゆく議論が必要である。(中村桂子) 

注

- 1 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/6OctEU.pdf
- 2 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/14OctEU.pdf
- 3 本誌310・11号 (08年9月1日号)に関連記事。
- 4 本誌302号 (08年4月15日号)に抜粋訳と解説。

- 5 www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/FranceApril28.pdf
- 6 本誌313号 (08年10月1日号)に抜粋訳と解説。
- 7 www.guardian.co.uk/commentisfree/2008/dec/08/nuclear-nuclearpower
- 8 本誌310・11号 (08年9月1日号)参照。
- 9 同上。
- 10 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com03/voting/L39USEoV.pdf
- 11 02年は英仏米の3か国、03年はロシアを加えた4か国が決議案に反対した。

「グローバル・ゼロ」が始動 「上から」と「下から」の世論形成

08年12月8-9日、各国の政界、財界、市民社会の著名人ら約80名の参加のもと、「グローバル・ゼロ」の第一回会合がパリで開催された。終了後に行われた記者会見のリリースを下の囲みに訳す。


「グローバル・ゼロ」は、期限を設けた核兵器廃絶に向け、検証可能で法的拘束力をもつ合意形成を求めるキャンペーンである。その実現に向けては、2つの異なる層、すなわち「ハイレベルの政策関係者」と「世界の市民」の両方をターゲットとしていることに特長がある。

シュルツらのアピール以後、欧米を中心に「核兵器のない世界」に向けた「政治的空間の増加」が顕在化した。「グローバル・ゼロ宣言」(下の囲み参照)の署名者には、ゴル

バチョフ、カーターという元大統領をはじめを、各国の著名人ら132人が名前を連ねている¹。

しかし同時に、「グローバル・ゼロ」は、「核兵器のない世界」の実現が国際世論の広範な支持なしにはなしえないとの認識に明確に立脚するものである。有力者たちが署名したものと同一宣言文には、ウェブサイトを通じて誰もが簡単に署名できる。プレスリリースはさらに、核兵器に関する21か国での最新の世論調査 (6~7ページ「図説」参照)を引用し、「核兵器のない世界」を求める声が世界のマジョリティであることを示している。

このように、「グローバル・ゼロ」は、近年の核兵器廃絶への政治的気運を受け、その拡大を目指すとともに、下支えとなる国際世論の基盤を形成しようとの試みと言える。

(中村桂子) 

注

- 1 09年1月12日現在、ウェブにある署名者一覧を参照。

資料 「グローバル・ゼロ」発足に関する プレスリリース 2008年12月9日

(前略)

国際的に活躍する政治、軍事、財界、市民社会のリーダー100名が、政治的信条の違いを越えて、核拡散及び核テロの脅威に立ち向かおうと、グローバルな核兵器廃絶に向けた新しいイニシアティブを本日パリで始動させた。「グローバル・ゼロ」と名付けられたこのイニシアティブは、段階的で検証を伴う削減を通じ、あらゆる核兵器を廃棄する法的拘束力のある合意の達成に向け、ハイレベルの政策作業と、世界規模での大衆への呼びかけとを組み合わせたものとなる。

リーダーはそれぞれ、特定の期日までに核兵器を撤廃するとした法的拘束力のある検証可能な合意を求める「グローバル・ゼロ宣言」に署名した。著名人によるグループは、核兵器撤廃をめざした段階的計画を策定している。彼・彼女らは、昨日と今日、重要な措置について検討・議論するためにパリで第一回会合を開いた。

ここ数か月、核拡散及び核テロリズムの脅威が引き金となり、政治的信条の違いを越えて、すべての核兵器の撤廃を求める声が政府指導者たちの間で高まりつつある。ロシアのウラジミール・プーチン首相やバラク・オバマ米次期大統領もその一人だ。核兵器ゼロの達成に向けた世界中の主要な政府からの新しく、かつてないほどの政治的支持は、未だ困難ではあるものの、この目標を到達可能なものとした。

グローバル・ゼロにおける大衆への呼び

かけは、世界中のメディア、インターネット、草の根活動を通じて行われる。本日公開されるグローバル・ゼロの公式ウェブサイト(www.globalzero.org)は市民参画の機会を提供してゆく。リーダーたちが署名したものと同一宣言に署名することが最初の一步となる。

また、グローバル・ゼロは、国際世論がこの目標を強く支持していることを示す新しい調査結果を発表した。

グローバル・ゼロのリーダーたちは、核兵器撤廃は一夜にして起こらず、一定の年月にわたる段階的で検証を伴う削減を通して実行されねばならないと強調した。重要な措置には以下が含まれる。

- ・世界に現存する2万7千発の核兵器の96%を占めるロシア及び米国の保有核兵器の大幅削減。
- ・ロシア及び米国、ならびに他の核兵器国は、段階的な削減によって保有核兵器をゼロまで削減すること。
- ・将来的な核兵器開発の防止に向けた核

燃料サイクルの検証制度及び国際管理の確立。

パリでの発表に続いては、グローバル・ゼロの代表団は、主要なリーダーたちとの計画について協議するために、モスクワ及びワシントンDCに向かう予定である。

段階的計画の完成に向けて、グローバル・ゼロは、主要国の著名な政治家、軍人、政策専門家で構成する国際委員会を組織する。米ロ両国からそれぞれ一名ずつ選ばれた著名人(近日中に指名される)が共同で議長を務める「グローバル・ゼロ委員会」は、核兵器廃絶努力における米ロのパートナーシップ確立を強調する。

リーダーたちはまた、2010年1月に、500人の政治家、軍人、企業家、市民団体のリーダーが集結する「グローバル・ゼロ世界サミット」を開催すると発表した。(後略)

(訳:ピースデポ)

「グローバル・ゼロ」宣言

この宣言の署名者である私たちは、子どもたち、孫たち、そして文明を核兵器による惨禍の脅威から守るために、すべての核兵器を世界規模で廃棄すべきであると信じます。ゆえに私たちは、すべての国々を含むかたちで、特定の期日までに核兵器を廃絶する法的拘束力のある検証可能な合意を達成することに向けて、力を尽くす所存です。

署名のしかた

<http://www.globalzero.org/sign-declaration>

上記サイトに、氏名・Eメールアドレス・国名を記入し(その他の項目は任意)、ページ下方の「SUBMIT」をクリックして終了。続いて「友人に伝えよう」のページが出るが、記入は任意。

米・イラク「地位協定」が発効

イラクの主権回復に なおも多くの課題と不確定要因

09年1月1日、米国とイラクの間で二つの協定が発効した。「米合衆国とイラク共和国の友好・協力関係に関する戦略的枠組み合意」と「イラクからの米合衆国軍隊の撤退とイラクにおける一時駐留期における米合衆国軍隊の活動のあり方に関する米合衆国とイラク共和国との協定」(以下「地位協定」)²である。

「イラク戦争」以来の米主導・多国籍軍の駐留は、03年5月22日の国連安保理決議1483と以後1年毎の延長決議が法的根拠とされてきた。これに対し、07年12月18日の決議1970は、08年12月31日をもって決議の効力が失われることを確認した。二つの2国間協定は、国連決議に代わる米軍駐留の法的根拠として足かけ2年の交渉がされてきたものである。

米軍は2011年末に全面撤退

交渉の焦点は、米軍の駐留期限と他地域への出撃を含む米軍の行動の自由、米軍人・軍属に対する裁判権などであった。イラク政府は、議会、各宗派間に蟠る反米的世論を背景に強い姿勢で交渉に当たらねばならなかった。08年10月、イラク政府は米が示した撤退期限＝2011年12月を協定に明記するよう求めた³。合意された協定案は「全部隊の11年末撤退」を明記したのをはじめ、少なからずイラクの意向を反映するものになった。背景には、イラクからの「出口戦略」を見極め、「テロとの戦争」の重点をアフガンに移したいという米政府の思惑も作用していた。

ふたつの不確定要因

08年11月27日、イラク連邦議会は二つの協定案を承認した。これを受けてブッシュ政権は09年1月の協定発効を言明した。しかし二つの不確定要素が残されている。一つは、イラク議会の承認には「09年7月30日に国民投票を実施する」という付帯条件が付けられていることである。この国民投票で否決されれば二つの協定は無効となる。一方米側にも、同協定が議会の承認を受けていないという問題がある。ブッシュ政権は、議会の承認がなくても批准が可能であるという立場から協定案を議会に送付していない。しかし、この法解釈には議会内、学界内に異論が根強い。協定よりも早い「就任後16か月以内(10年5月まで)の撤退」を選挙公約に掲げた次期オバマ政権が、この法的問題を含めどのような姿勢をとるかが注目される。

主な内容と問題点

以下「地位協定」の主要条項について論じる。関係条文を8ページに訳出した。

撤退期限

前記のように、全部隊の撤退期限は11年12月末とされた。戦闘部隊は09年6月30日までに市街、農村部などから

撤退する(第24条1、2)。しかし、この期限以降も、戦闘部隊は両国が設置する「合同軍事作戦調整委員会」(JMOCC)が別途定めた施設及び区域に駐留することができる(同3)。

任務と作戦

イラクの治安及び安定のための援助はイラクの要求によるものである(第4条1)と規定された。米軍の軍事作戦のすべては「イラクの合意」によるものでなければならず、作戦内容もイラクと全面的に調整するとされた。調整はJMOCCが当たる。このようにJMOCCは作戦全般を調整する「合同司令部」的な性格を持つものである。

刑事裁判権

「合意された施設及び区域」(いわゆる「米軍基地」)外で起こった「意図的な重大犯罪」に関する裁判権は、イラクに属する。しかし「意図的な重大犯罪」の範囲は、JMOCCの今後の協議に委ねられている。また、イラクが第一次の裁判権を行使する場合であっても、拘留場所への米軍当局の同伴が求められ(同5)、被拘束者は「合衆国法及びイラク法に合致する(略)適切な保護」(傍点は筆者)の下におかれるとされた。ここでは、外国の刑事裁判における軍人・軍属への保護を重視する米国の政策が強く反映されている。

拘束者の釈放など

協定発効後、米軍はイラク政府の同意なしに逮捕、拘束、家宅捜索はできなくなる(第22条1、5)。また、「テロ容疑者」などとして米軍が拘束してしているが、イラク当局が逮捕状を発行していない人々は、協定発効とともに釈放される(第22条4)。しかし、家宅捜索の禁止については「実際の戦闘」の場合は例外とされている。何が「実際の戦闘」なのかの認定は、JMOCCに委ねられている。

域外出動の禁止

イラクの国土等を他国への攻撃のために使用することは、第27条3によって禁止される。

このように「地位協定」は、イラク側の主張を多く取り入れたものとなった。そこには、米国の政策の変化のみならず、イラク政府の強い交渉姿勢も作用していたものと思われる。11年末の米軍撤退と同時に「地位協定」も失効する。ここにはイラクの主権回復に向けた並々ならぬ意志を読み取ることができよう。しかし、軍事作戦及び部隊駐留に関する重要事項が協定に記載されず、JMOCCでの交渉に委ねられたことは、イラクの主権の完全回復に大きな課題を残した。今後の米国の政策の変化によって議論が再燃する可能性がある。(田巻一彦)⑩

注

- 1 www.whitehouse.gov/infocus/iraq/SE_SFA.pdf
- 2 www.whitehouse.gov/infocus/iraq/SE_SOFA.pdf
- 3 08年10月28日『タイムズ』電子版。

どの国でも、人々は「核兵器禁

図説

世界の世論調査結果

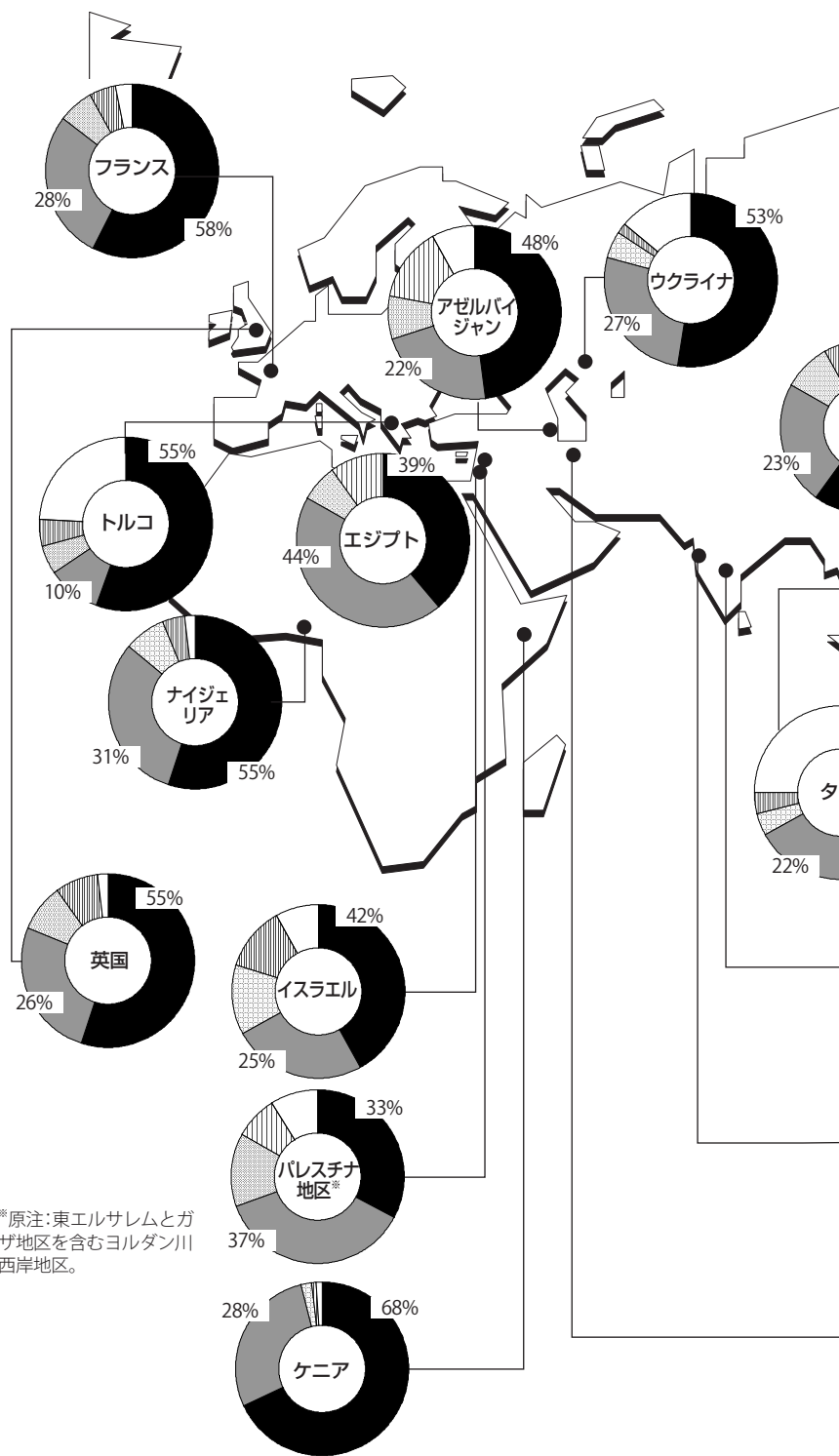
21か国調査結果
76%が核兵器廃絶の
国際合意を支持

「すべての核兵器を廃棄するとした国際合意に、あなたは賛成しますか？それとも反対しますか？」

「WorldPublicOpinion.org」が08年12月9日に発表した世論調査で、世界21か国の圧倒的多数の人々が、「核兵器禁止条約」の実現に向け、国際社会が具体的な合意に至るよう求めていることが明らかになった。上記の設問に対し、世界21か国のうち20か国で、「強く賛成」「いくらか賛成」（以下、あわせて「賛成」）のいずれかの回答が過半数を超えた。5つの核兵器国でも、「賛成」の回答は、フランス（86%）、中国（83%）、英国（81%）、米国（77%）、ロシア（69%）と多数を占めている。21か国の「賛成」平均は76%（50%が「強く賛成」）である。この調査結果は、「グローバル・ゼロ」キャンペーンでも引用された。

さらに、カナダのサイモンズ財団が行った07年の調査では、米、英、仏、イスラエルを含む6か国の圧倒的多数の人々が、「核兵器は世界をより危険な場所に行っている」と考えていることが示されている。

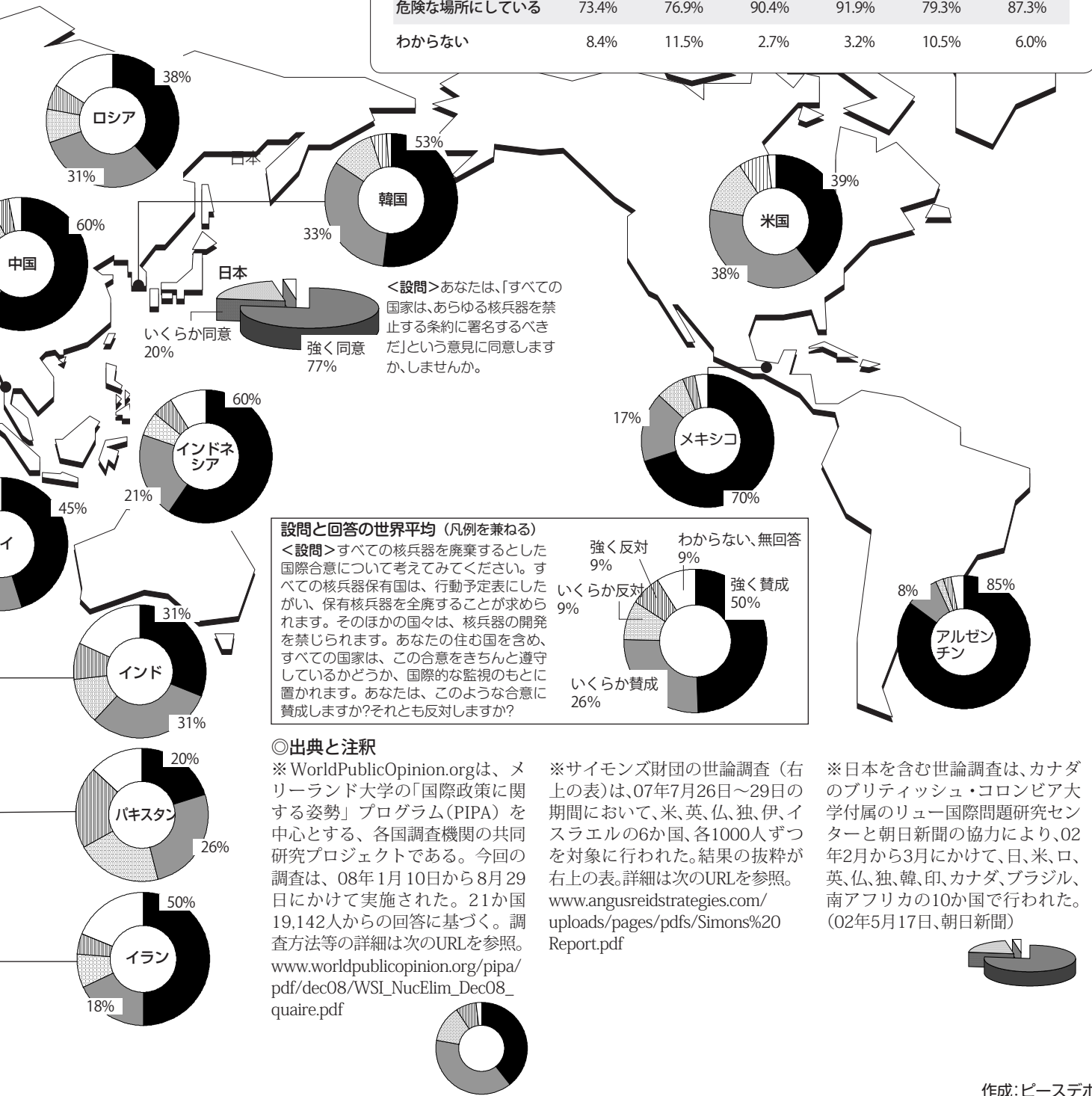
21か国の調査には日本が含まれていないが、02年に朝日新聞などが行った世論調査で、「すべての国家はあらゆる核兵器を禁止する条約に署名すべきである」との意見に対し、「強く同意」「いくらか同意」と回答した人々は97%にのぼっている。



「禁止条約」を求めている

Q 核兵器は世界をより安全な場所に行っていると思いますか？ それともより危険な場所に行っていると思いますか？

	英国	フランス	イタリア	ドイツ	米国	イスラエル
安全な場所に行っている	18.2%	11.6%	6.9%	4.9%	10.2%	6.7%
危険な場所に行っている	73.4%	76.9%	90.4%	91.9%	79.3%	87.3%
わからない	8.4%	11.5%	2.7%	3.2%	10.5%	6.0%



作成:ピースデポ

資料 米合衆国軍隊のイラクからの撤退
と一時駐留期における活動のあり
方に関する米合衆国とイラク共和
国との協定(抜粋訳)

前文 (略)

第1条 適用範囲及び目的 (略)

第2条 用語の定義 (略)

第3条 法令 (略)

第4条 任務

1.イラク政府は、アルカイダ及び他のテロ集団、違法集団及び旧体制の残存勢力に対する作戦を実施するにあたっては、イラク国内の治安及び安定を支援するための合衆国軍隊による一時的援助を要請する。

2.本協定に従い実行される軍事作戦のすべてはイラク政府の合意のもとに行われなければならない。これらの活動はイラク当局との間で全面的に調整されたものでなければならぬ。これら作戦の調整は、本協定に基づき設置される合同軍事作戦調整委員会(JMOCC)の監督の下に置かれるものとする。JMOCCにおいて解決不可能な軍事作戦に関する事項は、合同閣僚委員会に回付されるものとする。

3-5. (略)

第5条 財産の所有権／第6条 合意された施設及び区域の使用／第7条 防衛装備の配置及び保管／第8条 環境保護 (略)

第9条 車両、船舶及び航空機の移動

1.陸上及び海洋の安全と移動に関する関連規則を全面的に尊重することを条件に、合衆国軍隊によって、もしくはその時点において専ら合衆国軍隊のために運用されている船舶及び車両は、本協定履行を目的にイラク領土に出入りし、同領土内を移動することができる。(略)

2.航空の安全並びに航行に関する関連規則を全面的に尊重することを条件に、合衆国政府の航空機及びその時点で専ら合衆国防総省との契約の下で運行されている民間航空機は、本協定の履行を目的にイラク領土内を飛行し、本協定の履行の目的に限って空中給油を行い、離着陸することができる。(略)

3-7. (略)

第10条 契約手続き／第11条 便益及び電気通信 (略)

第12条 裁判権

領土内において刑事、民事法令を制定し執行することはイラクの主権に属することを認識し、本協定第4条が規定する合衆国軍隊に対する一時的な援助の要請に照らし、イラクの法令、慣習、伝統及び諸取極めを尊重するという合衆国軍隊及び文民組織の義務に合致し、両締約国は次のとおり合意する：

1.イラクは、本条第8項により列挙される意図的な重大犯罪が合意された施設及び区域(訳注：米軍に提供された施設、区域)の外で犯された場合、合衆国軍隊と文民組織の構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

2. (略)

3.合衆国は、合意された施設及び区域内で発生した事案、合意された施設及び区域外で公務中に発生した事案及び第1項の規定に該当しない状況で発生した事案については、合衆国軍隊及び文民組織の構成員に対し裁判権を行使する第一次の権利を有する。

4. (略)

5.イラク当局が合衆国軍隊もしくは文民組織の構成員を逮捕もしくは拘束した場合には、速やかに合衆国軍隊当局に通知し、拘束もしくは逮捕後24時間以内にその身柄を引き渡すものとする。第1項に従いイラクが第一次の裁判権を有する状況においては、合衆国軍隊及び文民組織に属する被疑者の拘留には、合衆国軍隊の当局者を同伴させるものとする。合衆国軍隊の当局は、当該被疑者がイラク当局による取調べ及び審理が受けられるよう措置するものとする。

6-7. (略)

8.本条第1項に従いイラクが裁判権を行使する場合には、合衆国軍隊及び文民組織の構成員は、合衆国法及びイラク法に合致する適切な水準の手続きと保護の下におかれる資格を有するものとする。合同委員会は、第1項の対象となる重大な意図的犯罪の列挙及び適切な手続き及び保護に合致する手続きを含め、本条の履行のための手続き及び方法を確立するものとする。第1項に基づく裁判権は、これらの手続き及び方法によって初めて行使可能となる。

9-10. (略)

第13条 武器の携行及び制服／第14条 入国及び出国／第15条 輸入及び輸出／第16条 税／第17条 免許及び許可証／第18条 公用車及び軍用車／第19条 支援活動のための役務／第20条 通貨及び外国為替 (略)

第21条 損害賠償 (略)

第22条 拘束

1.合衆国軍隊は、イラクの法令並びに本協定第4条に従いイラクが決定した場合を除き、何人も逮捕、拘束することはできない。ただし、合衆国軍隊及び文民組織の構成員の逮捕、拘束についてはこの限りでない。

2-3. (略)

4.本協定の発効に伴い、合衆国軍隊は、イラク政府に対して自らが拘束中の者に関して入手した情報を提供するものとする。正当な権限を持つイラク当局は、自らが手配中の者に対する逮捕状を発行する。合衆国軍隊は、イラク政府との間で、イラクが手配中の拘束者の引渡しについて全面的な実効的調整を行い、有効なイラクの逮捕状に基づき当該拘束者を引き渡すとともに、本協定第4条に基づきイラク政府が別途要求しない限り、残された拘束者を安全かつ秩序ある方法で釈放するものとする。

5.合衆国軍隊は、イラク司法当局の令状及びイラク当局との全面的調整なしに家宅及びその他の不動産の捜索を行ってはならない。ただし、第4条に従い実際の戦闘を行う場合はこの限りではない。

第23条 履行 (略)

第24条 合衆国軍隊のイラクからの撤退

イラク治安部隊の実績及び能力の向上、同部隊による全面的な治安責任の把握を認識し、両締約国の強力な関係に基づき、以下の合意に達した：

1.すべての合衆国軍隊は、遅くとも2011年12月31日までにイラク全土から撤退する。

2.すべての合衆国戦闘部隊は、遅くともイラク治安部隊がイラクの全領域における治安能力を達成する時までにイラクの市街地、村落及び地域社会から撤退する。撤退は2009年6月30日までに完了する。

3.上記第2項に基づいて撤退した合衆国戦闘部隊は、市街地、村落及び地域社会の外部にあり、上記第2項が定める期日以前にJMOCCが指定する合意された施設及び区域に駐留するものとする。

4.合衆国は、イラク政府が、主権に基づき、いつでも合衆国軍隊にイラクからの撤退を求めることができることを認める。

5. (略)

第25条 国連憲章第7章のイラクへの適用終了のための措置／第26条 イラクの資産 (略)

第27条 安全への脅威の抑止

イラク国内の治安と安定を強化し、国際の平和と安定に貢献するために、両締約国は、イラク共和国が主権、政治的独立、領土的一体性及び憲法に基づく民主主義的連邦制度に対する脅威を抑止するための政治的、軍事的能力の向上に積極的に努めるものとする。この目的で両締約国は次のとおり合意する：

1.イラクの主権、政治的独立もしくは領土的一体性、水域、空域、民主主義制度もしくは選挙に基づいて確立された体制に対し、外部からもしくは内部からの脅威もしくは侵害が発生し、イラク政府からの要請があった場合には、両締約国はすみやかに戦略的協議を開始するとともに、合衆国は相互の合意に基づき、当該脅威を抑止するための外交的、経済的、軍事的もしくはその他の適切な措置をとるものとする。

2.両締約国は、イラクにおける軍事、治安体制および民主的政治体制の強化のために引き続き協力する。協力には、国内及び国際的テロリズム及び違法集団と戦うためのイラク治安部隊の訓練、装備、武装の強化が含まれる。

3.イラクの国土、海及び空は、他国への攻撃のための出撃、通過地点として使用されないものとする。

第28条 グリーンゾーン／第29条 履行方法 (略)

第30条 本協定の有効期間

1.本協定は3年間有効とする。ただし本条第3項に従いいずれかの協定締約国によって終了された場合はその限りではない。

2. (略)

3.本協定は、締約国のいずれか一つが相手国に対して文書で通知した場合には、通知から1年後に終了する。

4. (略)

(後略)

(訳：ピースデポ)

活発化する 米原子力潜水艦

台湾海峡の制海権 をめぐる米中 の攻防か

沖縄ホワイトビーチへの米国原子力潜水艦が急増している。06年までは年間寄港回数が17回以下であったが、07年に24回に上昇し、昨年は41回に跳ね上がった（10ページのグラフ参照）。原子力潜水艦の他の寄港地である横須賀、佐世保での寄港が最近では減少傾向にあるのと対照的である。

もともと、沖縄への寄港は10分から50分という短時間の沖合停泊の形をとった寄港が多いことを特徴とする。05年は16回中の11回（69%）、06年は16回中の12回（75%）、07年は24回中の17回（71%）、08年は41回中の34回（83%）が沖合停泊であった。昨年はとりわけこの沖合停泊の比率が高かった。

沖縄における原潜寄港の上昇は何を意味するのか。その理由について考察する。

原潜の任務は？

まず、今日における米海軍の原子力潜水艦の任務について整理しておこう。今日、米海軍の原子力潜水艦は3種類ある。

1.戦略原潜（SSBN） 戦略核兵器である潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を発射するための原潜であり、日本に寄港することはない。現在14隻あり、太平洋には8隻が配備されている。

2.ミサイル原潜（SSGN） 戦略原潜を巡航ミサイルの大量発射と特殊作戦部隊の輸送を行えるように改造したものである。4隻あり、太平洋に2隻配備されている。昨年初めて横須賀（10月）と沖縄（11月）に寄港した。

3.攻撃型原潜（SSN） 多様な目的をもった、より小型の原潜で、日本に寄港する原潜の大部分がこれである。現在52隻¹あり、うち29隻が太平洋に配備、または配備予定である。

以上の配備分布をみて明らかのように、冷戦時代と変わって現在の潜水艦配備は太平洋重視になっている。

沖縄に寄港する原潜のほとんど全ては攻撃型原潜であるので、その多様な任務を知る必要がある。それには次の6項目を掲げることができるであろう。

①対潜戦争（ASW） 味方の潜水艦（とりわけ戦略原潜）を防衛する任務、また相手の潜水艦を探知、必要があれば攻撃する任務。

②対洋上艦戦争 味方の洋上艦（とりわけ空母部隊）の水中での警護、必要なら敵艦を攻撃する任務。

③諜報、監視、偵察（ISR）の隠密活動 写真撮影、機

雷検出などを含む。（海軍をこえた国家レベルの任務を含む）

④特殊作戦部隊の隠密輸送と侵入

⑤対地攻撃 巡航ミサイルトマホークによる地上目標の攻撃。

⑥隠密の機雷敷設や機雷除去

全ての原潜がこの任務を行う能力を備えているわけではない。前述したように、ミサイル原潜（SSGN）は、④と⑤を強力に遂行できるように特別改造した原潜である。米国の攻撃型原潜には、大別して、新しい順にバージニア級、シーウルフ級、改良ロサンゼルス級、ロサンゼルス級の4種類の型式があるが、それによって能力が異なる。①、②、③、⑤はすべての攻撃型原潜に備わった能力であるが、④の特殊作戦部隊投入能力はバージニア級すべて（といっても現在3隻）と少数のロサンゼルス級にしか備わっていない。また、機雷敷設能力はシーウルフ級と改良ロサンゼルス級にしかない。

冷戦時代の攻撃型原潜の任務は、大海原（ブルー・ウォーター）に展開するソ連の海軍力を対象に、①、②の任務を中心とした。しかし、現在では比較的浅い沿岸海域（ブラウン・ウォーター）における①、③、④の活動に中心が移っているとされている。

寄港原潜の分析

日本に寄港する米原潜には日本近海での任務遂行中のものとインド洋、ペルシャ湾における任務遂行の往路あるいは復路に寄港するものがあると考えられる。（もちろん、両方に関与する原潜もある。）

昨年沖縄で41回を記録した原潜寄港の中身を分析すると、14隻の原潜による繰り返し入港である。5回の入港を繰り返した原潜が4隻もある。つまり、4隻で寄港の約50%を占めたことになる。また、5回のうち4回が沖合停泊で用を足している。他の寄港地を含めると、昨年の合計61回の寄港は、同じ14隻によって行われている。しかし、他の港では沖縄のような繰り返し入港は見られていない。

5回の繰り返し入港にかかわった4隻の原潜の3隻（パサデナ、アッシュビル、ハンプトン）は改良ロサンゼルス級であり、1隻（ヘレナ）はロサンゼルス級である。

このようなデータから、寄港する原潜の大部分は、近隣海域で任務を遂行していること、とりわけ沖縄に関しては、データ収集・授受など頻繁な寄港を必要とする④の任務が実行されていると考えられる。

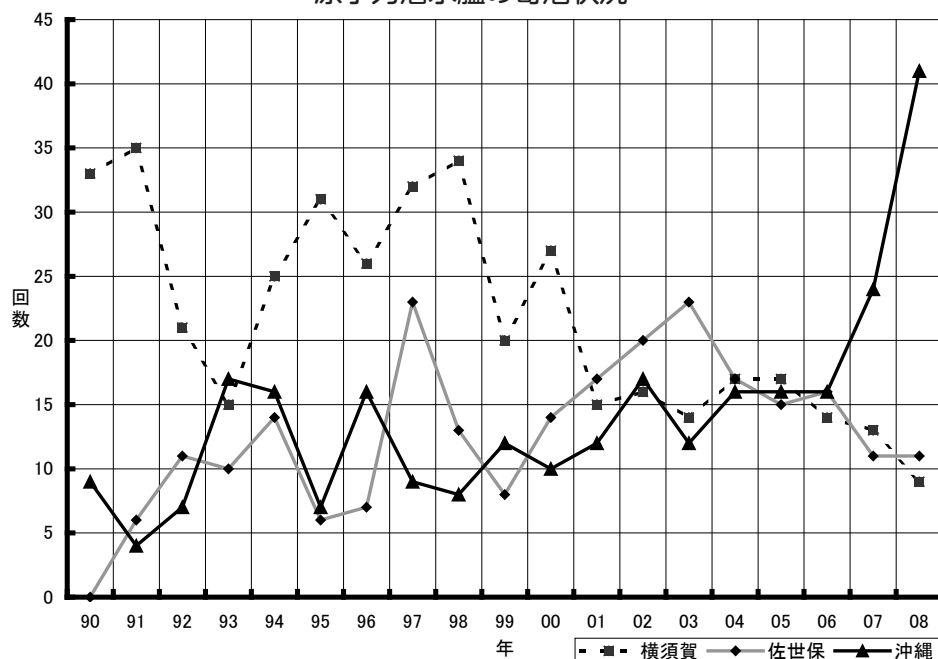
また、回数は少なくとも、特殊作戦部隊を支援する能力のある数少ない潜水艦3隻（バッファロー、ラホヤ、オハイオ）が、繰り返し寄港していることも、見逃すことのできない一つの特徴である。

中国海軍の近代化

このような特徴と沖縄の地理的な位置を考えると、沖縄における急激な原潜寄港の上昇は、中国海軍の近代化に米海軍が対抗しようとしている姿の表れと考えるのが妥当であろう。近年における、米軍の中国海軍の近代化に関する警戒心は極めて高い。それは、表面化している現実への警戒と同時に情報不足、あるいは米国流に言えば「透明性の欠如」に起因する警戒である。

たとえば、昨年の議会証言でラフェッド（Roughhead）海

原子力潜水艦の寄港状況



軍作戦部長は次のように回答した。

「…人民解放軍海軍が何を購入しているか、何を建造しているか、というのを見らる一つの要素である。しかし、軍リーダーやリーダーの専門知識や能力も別の要素である。私は、人民解放軍海軍リーダーの何人かと会っている。だから、彼らが海軍をどこへ持って行こうとしているのかが私にははっきり分かる。

その行く先は、彼らが単に脅威であるということでは終わるようなものではなく、太平洋でより大きな影響力を持ち、さらにはインド洋地域にも進出するような海軍だ。」²

また、キーティング米太平洋軍司令官はインドネシアで次のように発言した。

「中国は『平和的な台頭』『調和のとれた完成』を目指している、それ以外ではない、と言う。彼らは、ある種の兵器を開発しながら、どうやってその目的を達成するつもりなのか説明する必要がある。…」

彼らが口にしてはいる役割と実際との間に矛盾があると、我々は考えている。しかし、彼らとの協力は継続するつもりだ。」³

このような発言の背後には、危険を上回る軍事的優位を準備し維持しなければならないという宿命的な軍の論理と、警戒を強調することによって米海軍の国内政治上の影響力を高めようという組織的意図の両方が、存在していることを忘れてはならないが、ともかくも、このような米海

軍の考え方のうえに今回の寄港増がある。

紙幅の関係で詳論ができないが、具体的には少なくとも次の2つの主要な要素が原潜寄港急増の背景にあると考えられる。

第一に、米海軍は中国海軍の実態把握に相当な投資をしていると考えられる。そのためには、隠密行動のできる原潜の投入が不可欠である。とりわけ、約55隻の中国の潜水艦（動いているのは米国の分類上の「攻撃型原潜」のみ）の動向把握に対して然りである。その目的のためには、台湾海峡の地形特有の音波分析能力を高める必要も発生すると考えられる。

第二に、米軍は中国の台湾海峡封鎖行動に警戒し、それを打ち負かし制海権を確保する作戦の樹立を必要としている。その観点から、潜水艦の近代化とともに、機雷戦争(MIW)に中国が力を入れているという推測に対して、米海軍は対策を立てなければならないであろう。この観点からの実態調査や訓練のために、米原潜の投入は不可欠となる。(梅林宏道) ^④

注

- 53隻と数える文献もあるが、現在の米海軍母港リストから名前を数えることのできる数として52隻を採択した。
- 米下院軍事委員会(08年3月6日)。米議会調査局報告(RL33153)「中国海軍の近代化:米海軍の能力への含意——背景と議会での論点」(08年11月19日)から引用。
- 『ストリート・タイムズ』(08年4月10日)。同上の米議会調査局報告から引用。

⇒12ページから

曜日にも関わらず訓練飛行。

●12月15日 金武町伊芸区の民家の駐車場で、乗用車のナンバープレートから、米軍演習による流弾とみられる銃弾が発見される。

●12月15日 県議会文教厚生委員会、米軍基地への県や自治体の働き掛けを盛り込んだ「県生活環境保全条例」修正案を全会一致で可決。

●12月16日 米ロサンゼルス級原潜ハンプトン、ホワイトビーチに寄港。目的は補給・維持。08年の米原潜寄港は41回目。(本号参照)

●12月17日 米空軍嘉手納基地報道部、米最新鋭ステルス戦闘機F22Aラプター12機が09年3月

から同基地に一時配備されると発表。

●12月17日 米軍キャンプ・ハンセン内レンジ7の着弾地付近で山火発生。米軍ヘリが消火活動、6時間後に鎮火。

●12月19日 県議会、金武伊芸被弾事件に対する抗議決議と意見書を全会一致で可決。

●12月19日 沖縄防衛局、那覇市に対し、1月上旬から3月末にかけ空自那覇基地にF15戦闘機約20機を配備する方針を伝達。

●12月19日 防衛省、米軍再編関係経費と日米特別行動委員会関係経費の予算要求を発表。普天間代替施設の護岸工事に3億円を要求。

●12月21日 金武町伊芸区住民230人、被弾事

件に関して、周辺を一斉搜索。新たに銃弾らしき金属片が発見される。

●12月24日 沖縄防衛局、東村高江ヘリパッド建設反対の座り込み住民らに対し、通行妨害禁止の仮処分を那覇地裁民護支部に申立て。

●12月24日 09年度内閣府沖縄関係予算案の2446億9300万円(08年度比4.1%減)が閣議決定。普天間飛行場移設関連は93億8700万円。

09年
●1月5日 最新鋭巡航ミサイル搭載のオハイオ級米原潜「ミシガン」、ホワイトビーチに寄港。同艦の日本寄港は初めて。

もう、ゆっくりは待てない

昨年の12月24日、外務省の求めによるNGOとの意見交換会が東京で開かれた。日豪の「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)で共同議長を務める川口順子元外相らが出席し、2時間にわたってNGO側からの同委員会への要望と、それに対する元外相の見解が示された。

その中ではこれまでの外務省の見解よりは踏み込んだ、次の2点が注目を引いた。国際委員会では「核兵器禁止条約」を視野に入りたい、またそこに至る核軍縮のプロセスでは時間枠の設定が大切だ、という点である。こうした変化は、同時期に発足した核兵器廃絶を目指す「グローバル・ゼロ」の積極姿勢を多分に意識してのことであろうが、果たしてICNNDがどこまで思い切った提案を出せるのか、NGOとしても注文を付け続ける必要がある。

ところで時間枠の設定といえば、核兵器廃絶のための枠組みを2010年までに採択させ、残る10年の間に核兵器のない世界を実現させるとした、平和市長会議による「核軍縮シティ・キャンペーン」がある。これについては当エッセー(4)でも触れている。それなのに再びこの件を取り上げるのは、或る意味で考えさせられる問題提起があったからだ。

話は4年前にさかのぼる。その年の3月、広島市立大学広島平和研究所主催で「NPT体制の再検討——広島・長崎からの提言」と題するワークショップが持たれた。開会に当たっては秋葉忠利広島市長が登壇され、平和市長会議がめざそうとしている“2020構想”の意義について詳しく述べられた。長崎からは筆者が招かれ、広島側や海外の人たちとともに報告を行った。ひと通り発表が終って質疑応答に入ったときである。年老いた男性の被爆者がマイクの前に立つや、怒気を含んだ声で口火を切った。

「先程、平和市長会議の決議という話があっ

たが、2010年だ、2020年だと悠長な話ばかりじゃないですか。わしら被爆者はそんなに長くは生きておれんです。どうして今すぐ核兵器を全廃してしまえとは言えんのか。わしはどうしても納得できんのだが、壇上の先生方はそれでええと思っとられるんですか」

NPT体制をいかに修正、強化させるべきかに焦点をしばっていたシンポジストたちにとっては、いささか意表をつかれた質問であった。ややあって司会の田中利幸教授が、「土山先生、今の点はいかがお考えでしょうか」と筆者を指名された。以前から想定していたわけではなかったが、とっさに答える他はなかった。「お気持ちはよく分かります。恐らく平和市長会議の人たちも、可能ならばそうあって欲しいと思っておられるに違いありません。しかし核廃絶というのは、今日言って明日できるといった単純なものでは決してありません。まず外交手段によって核兵器国に廃絶への決意を固めさせるのには、どうしても長い交渉期間が必要です。その上で実際に膨大な数の核兵器を解体して核分裂物質を取り出し、安全に処理するためには物理的、経済的に長期かつ多額の費用を要します。これまで期限付きで出されている核兵器廃絶提案でも、ほとんど15年ないし20年スパンであるのもそのためです。しかし一方で私はこうも考えます。被爆者の人たちが一刻でも早く、自分たちの生きている内に核廃絶のメドを見届けたい、と切望されるのは当然のことです。ですから遠慮される必要はありません。被爆者の立場からは今直ぐ廃絶を、と強く主張なさるべきです。そうすることが、とかく停滞しがちな外交交渉の背中をプッシュするに違いないからです」

質問した男性は少し安心したように、うなずき返してくれた。



特別連載エッセー●34

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

日誌

2008.12.6~2009.1.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

AWE=オルダーマストーン核兵器施設/BNFL=英国核燃料会社/HEU=高濃縮ウラン/MD=ミサイル防衛/NPT=核不拡散条約/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/START1=第1次戦略兵器削減条約

- 12月8日 EU (欧州連合)、国連事務総長に送った軍縮提案を含む書簡を公表。(本号参照)
- 12月8日 「グローバル・ゼロ」の第1 回会合、パリで開催。(本号参照)
- 12月11日 6 か国協議首席代表会合、北京で閉幕 (8 日~)。核計画申告の検証方法文書の合意はできず。

2009年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議 (CD)

- 1月19日—3月27日 第1会期
- 5月18日—7月3日 第2会期
- 8月3日—9月18日 第3会期

国連軍縮委員会 (UNDC)

- 4月13日—5月1日 ニューヨーク

核不拡散条約 (NPT) 再検討会議準備委員会

- 5月4—15日 ニューヨーク

G8サミット

- 7月8—10日 イタリア・マッダレーナ島

アセアン地域フォーラム (ARF)

- 09年前半 タイ

包括的核実験禁止条約 (CTBT) 発効促進会議

- 9月23—25日

国際原子力機関 (IAEA) 総会

- 9月14—18日 ウィーン

第64回国連総会

- 9月15日開会 ニューヨーク

化学兵器禁止条約 (CWC) 締約国会議

- 11月30日—12月4日 ハーグ

生物兵器禁止条約 (BWC) 締約国会合

- 12月7日—11日 ジュネーブ

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 (ICNND)

- 2月13—15日 ワシントンDC 第2回会合
- 6月中旬 モスクワ 第3回会合
- 10月中旬 日本 第4回会合

ピースデポ総会イベント

「次世代に語りつぐー
ヒロシマ・ナガサキ・
平和」

2月21日(土)

午後1時半~4時半

場所: 日本青年館・国際ホール(3階)

(JR「信濃駅」より徒歩9分、地下鉄銀座線「外苑前」3番出口より徒歩7分)

◎講演と鼎談 **平岡 敬さん**(元広島市長)

土山 秀夫さん(元長崎大学学長)

◎大学生、高校生とのディスカッションも予定

●翌 22日午前には総会を開催します。どなたでも参加できます。

●12月15日 米ロ外務次官がモスクワで協議。09年末に失効するSTART1に代わる新たな核軍縮条約を作ることで合意。

●12月15日 米議会「戦略姿勢委員会」(ペリー委員長)が米核戦略に関する中間報告を議会に提出。

●12月16日 デサッター米国務次官補、北朝鮮に「サンプル採取を含めた全ての科学的手法」を記した文書への同意を要求。

●12月17日 キム・ハクソン韓国国会国防委員長、北朝鮮の核兵器は20個を超えると主張。

●12月19日付 核ミサイル「ミニットマンIII」を管理する米空軍ウォーレン基地、内部監察で不合格判定に。安全装置の検査記録に不備。

●12月21日付 英政府企業BNFL、核兵器製造企業AWE (SLBM「トライデント」を製造)の3分の1の株式を米企業に売却したと発表。

●12月22日 65年に佐藤栄作首相が米政府に、中国と戦争になった場合、核報復を期待すると発言したことが外務省公開文書で判明。

●12月22日 外務省が59年の文書「核非武装宣言の可否について」で、核非武装宣言に対する否定的見解をまとめていたことが判明。

●12月23日 ロシア海軍、原潜ドミトリー・ドンスコイからのSLBM「ブラバ」発射実験に失敗。自爆装置を作動させ、空中で破壊。

●12月24日 09年度政府予算案の宇宙関係予算、前年度比10.4% (328億円)増の3488億円に。MD関連は170億円増の390億円。

●12月27日 米政府が96年から08年夏までに、京大や日本原子力研究開発機構から、HEU計579.7キロを米国へ移送したことが判明。

●12月27日 イスラエル軍、ハマスによるロケット弾攻撃への報復として、ガザ地区全域への大規模空爆を開始。

●12月28日 ライス米国務長官、北朝鮮が核計画検証文書の作成に合意するまでは、経済・エネルギー支援の中断を継続する方針を示す。

●12月30日 ブッシュ米大統領、NPT加盟国への抜き打ち査察やサンプル採取を可能にするIAEA追加議定書の批准書に署名。

09年
●1月1日 米・イラク地位協定が発効。(本号参照)

●1月2日 IAEAエルバラダイ事務局長の後任選挙に、日本の天野之弥ウィーン国際機関代表部大使ら2候補の出馬が確定。

●1月3日 イスラエル軍、ガザに地上侵攻。

●1月5日 サルコジ仏大統領、パレスチナ、イスラエル主脳と相次いで会談、早期停戦求める。イスラエルは拒否。

沖縄

●12月8日~12日 陸上自衛隊、米キャンプ・ハンセンで訓練。08年で3回目。

●12月11日 日米合同委員会、キャンプ・ハンセン都市型訓練施設移転に伴い、B地区に移転した射撃場、訓練施設棟の米への提供に合意。

●12月12日 嘉手納基地、名護市で10月に発生した米軍軽飛行機墜落事故で、燃料切れを墜落原因とする事故調査報告書を一部公表。

●12月13日 嘉手納基地に合同即応訓練のため飛来している岩国基地のFA18戦闘機が、土
→10ページ下段へ

今号の略語

ABM=対弾道ミサイル

ASW=対潜戦争

CFE=欧州通常戦力

CTBT=包括的核実験禁止条約

EU=欧州連合

FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約

ISR=諜報、監視、偵察

JMOCC=合同軍事作戦調整委員会

MD=ミサイル防衛

MIW=機雷戦争

NAC=新アジェンダ連合

NATO=北大西洋条約機構

NPT=核不拡散条約

SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル

SSBN=戦略原潜

SSGN=ミサイル原潜

SSN=攻撃型原潜

START=戦略兵器削減条約

ピースデポの会員になって下さい。

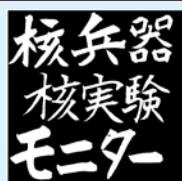
会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、津留佐和子、中村和子、梅林宏道